

昭和戦前期における少年教護院の「朝会」

“Morning Meeting” at Home for Juvenile Training and Education
during Pre-World War II in Showa Period

佐々木 光郎

はじめに

本稿の目的は、太平洋戦争の開戦前における少年教護院の「朝会」の実態を明らかにすることにある。対象とする時期は、おおそ少年教護法施行（1934年）の頃から1940年頃までとする。

朝会は、ほかにも「朝礼」あるいは「朝の行事」などとも呼ばれ、起床後、午前6時から午前8時ころにかけて、朝食の前後に、30分間から1時間くらい行われた。わずかな時間の教護実践であるが、子どもたちの不良傾向の改善に欠かせないものであった。朝会の時間では、子ども・職員が一堂に会して、冷水摩擦やラジオ体操を行ったり、教育勅語の奉読、宮城遥拝、神仏礼拝、院歌合唱などを実施した。ほかに院長による訓話などが行われた。ちなみに、戦後、児童福祉法（1948年施行）のもと、朝会は継続したものの、例えば、国立武蔵野学院では、ラジオ体操等は復活したが、遥拝等は廃止となった。1）ここに、昭和戦前期の教護実践のもつ歴史的な「限界性」もあった。

ところで、昭和戦前期の教護実践について、その時期区分は、石原剛志ら（2005）は、日中全面戦争が始まった1937年を境目にして、前半（1934～1937）と後半（1937～1945）とに分けている。2）本稿では先行研究を踏まえつつ、厚生省が設置され国家総動員法が施行された1938年頃までを前半期とした。というのは、同年頃から、教護実践の変容があらわれ始めたからである。その際に、早くから国策を受け入れて取り込んだ少年教護院と、「状況に妥協し戦時的言辞」3）をしながらのところとでは温度差があった。従って、本稿では、一部、1940年頃までの実践をも前半期に加えた。

前半期は、不良行為のある個々の子どもの「資質向上ノ改善」（少年教護法施行令第1条）を図って、将来、実社会の中で「独立自営」ができるように取り組んだ。これに対し、後半期の1938年頃から終戦時までは、戦時厚生事業の一環として「人的資源の保護育成」がいわれ、子ども個人を捨象し「有為ノ皇国少年」に育てることを目的とした。

本テーマに関する先行研究は数少ない。戦前では、宗像守雄（長野県立波田学院長）による「寮教育の実際（二）」4）ほか、戦後では各施設での「記念誌」等で史料的に紹介されている程度で、このことから、本稿は戦前の少年教護実践史研究の上で意義がある。研究方法であるが、この時期における全国各地の地方少年教護院の中から、朝会の典型例を抽出し検討した。資料としては、各少年教護院の「要覧」「要項」「時報」および「日誌」等を用いた。

注

1）国立武蔵野学院『国立武蔵野学院五十年誌』、1969年、122頁～123頁

- 2) 石原剛志『『児童保護』誌にみる感化院・少年教護院実務者の課題認識と論調』『『児童保護』(復刻版)別冊『児童保護』解説』、日本図書センター、2005年、60頁～61頁
- 3) 菊池正治ほか編『日本社会福祉の歴史』、ミネルヴァ書房、2005年、148頁
- 4) 宗像守雄「寮教育の実際(二)」『児童保護』、第5巻第7号、1935年7月

1 朝会の目的と運営

(1) 朝会の教護目的

今日の児童自立支援施設(1999)での朝会は、「すがすがしい朝の空気のなかで気持ちを整え、きょう1日を正しく明るく過ごせるような心構えをつくる」1)の目的であるが、昭和戦前期の教護実践では、次のような目的をもって行われた。

ア 生活規律

まず、朝会は子どもたちの生活規律をただすことにあった。入居する子どもは、怠惰な生活態度に慣れていたので、これをやめさせ規則正しい生活習慣を身につけさせることが必要であった。昭和戦前期といえども、親の経済的な困窮や不和などにより、家に寄りつかず放浪しては盗みを繰り返す子どもたちがいた。国家としては、このまま彼らを放置しておれば、社会不安をつくりだすおそれがあると考え、また、この子どもたちの保護のためにも、彼らを家庭や学校から離して養護・教育(教護)する必要があるとした。

このような社会的な要請を受け、少年教護院のほとんどは小舎夫婦制を採って、教護・保母夫婦が10名前後の子どもらと家庭生活を共にした。朝会は、定まった時間に一齐に起床することから始めるなど、家族舎での規則正しい生活をより確かなものにするものであった。また、そのことで、個々人の子どものわがままを戒め、集団の生活規律になじませることも意図された。

例えば、山形県立養徳園(1936)では、朝の行事が「遷善更生の神域」とであるととらえ、「其の日を活かすか自分を活かすか」は、「一に朝の数分に於ける心懸と意気込みにある」といい、「生活初歩の大緊張」の時間とした。2)

イ 善良勤勉な国民の育成

二つは、子どもたちを天皇制国家の社会に適応させるため、それにふさわしい思想的に「善良」な臣民づくり、すなわち「勤勉なる国民」を育成することにあった。この目的は、かなり抽象的・観念的なものであったが、具体的には、①教育勅語の「御趣旨」を徹底させ皇室崇拜、国家への忠誠心を醸成する、②「敬神崇仏」や「祖先礼拝」をもって宗教的な心情を養う、③「質素」「正直」「勤勉」「孝行」などの道徳心を養う、ものとした。この①から③の目標は朝会のプログラム内容に一体となって組み込まれ、具体的には教育勅語の奉読、宮城遥拝、訓話などが行われた。

ウ 心身の鍛練

三つは、脆弱な身体を持ち主が多かったことから、ラジオ体操や冷水摩擦などを行い身体を鍛えることにあった。また、集中力の乏しい子どもたちでもあったので、心の修練も目的とした。先の

山形県立養徳園（1936）では、20名の子どもたちは、「如何なる嚴寒三冬の苦節」の日であっても、起きたら「みそぎの行事（水垢離と齋戒沐浴）」を行った。「其の光景を目撃する時」は「感心の度が越えて涙ぐまざるを得ない」と記されている。3)

宮崎県立眞修学校（1935）の朝礼でも、「水浴」「冷水摩擦」を行っている。「朝礼」は「御聖影前に最敬礼」などのあと「訓話」へと進行した。4)

朝 礼

毎朝離床後、水浴又は冷水摩擦を行ひ、心身を清爽にし、職員生徒講堂に参集し、数分静座瞑目・・・氣息整ふを待ち、御聖影前に最敬礼を行ひ、次に神殿に一拍二拝の礼を行ひた

る後、生徒総代は前方に進み出で、次の宣誓を述ぶ
「私共は、今日一日、身と心を清く保ち、神を敬ひ、皇室を尊び、大御心を奉戴し、強く、明るく、正しき生活をなし、良い日本人となることを、お誓ひ申します」

終りて職員生徒一同低頭拝礼の後 明治天皇御製を斉唱し、了つて職員生徒交互に礼を行ひ、続いて訓話をなし、後ラヂオ体操を行ひて朝礼を終了するので、此の間一同極めて敬虔嚴肅の氣に満ちている。

訓 話

校長之を行ひ、以て訓練の統一、校風の振作を図る。本校徳目の標語は左の如し。正直、親切、整頓、勤勉、衛生

エ 日常生活の注意等

四つは、一日の行動の指示や、生活態度その他に対する注意のための時間であつた。ほかには善行者の表彰、違反者に対する叱責を行つたり、時々の時事（時局）を取り上げ社会のできごとへの関心をもたせた。ここでは、一例として、三重県立国児学園（1935.1-1935.6）の朝会での「注意事項」の事例を同学園『日記』から取り上げる（抜粋）。5）日常生活での注意や、時々の社会事象を取り上げている。

1935年1月

- | | |
|---------|--|
| 1(火) 晴 | 起床午前五時三〇分、午前六時三〇分集合ラッパニテ各家族生徒ヲ職員引率ニテ運動場へ集合ノ上点火、賀詞交換、国旗掲揚七時〇〇分、ソレヨリ仏参 |
| 2(水) 晴 | 本日ハ七時起床。本日ノ帰省者氏名=K, T, T, O, O, A, T, F, M (注:児童名) |
| 3(木) 晴 | 午前十時一四時迄各家族舎別ニテ津市へ買物ニ |
| 9(水) 晴 | 注意事項（各自、自重シテ） |
| 10(木) 雨 | S退園式挙行 |
| 11(金) 晴 | 訓話 |
| 12(土) 晴 | 注意事項 |
| 14(月) 曇 | 注意事項 |
| 15(火) 雨 | 新任三重県知事の御読 |
| 17(日) 晴 | 寒ニ敗ル |
| 18(金) 晴 | 注意事項 |
| 19(土) 晴 | 注意事項 |
| 21(月) 晴 | 訓話 |
| 22(火) 晴 | 注意事項 |
| 23(水) 晴 | 注意事項 |
| 24(木) 晴 | 注意事項（各人言葉ヲ直シテ丁寧ニセヨ） |

25(金) 晴 注意事項（鉛筆等を取る勿れ）

26(土) 晴 訓話

28(月) 晴 高射砲ノオ話

29(火) 晴 注意事項

30(水) 晴 訓話

2月

15(金) 晴 一光三尊仏ノオ話

16(土) 晴 注意事項

18(月) 晴 訓話

19(火) 晴 注意事項

20(水) 晴 ヨク勉強セヨ

21(木) 晴 服装ノ統一ニツイテ

22(金) 雨 訓話

23(土) 曇 注意事項

25(月) 晴 創作展覧会ノ見学ニツイテ

26(火) 雨 注意事項（規律正シクセヨ）

27(水) 晴 注意事項

28(木) 晴 注意事項（規律正シクセヨ）

3月

10(日) 晴 午前九時ヨリ陸軍記念日（三十周年）挙式

20(水) - 明日ノ神宮参拝ニツイテ諸注意 22(金) 晴 昨日ノ神宮参拝ニツイテ

26(火) 晴 今后無斷デ作業服着用並ニ朝会中落着カザルモノハ一時間講堂ニテ静座

4月

1(月) 晴 新学期ニツイテ

3(水) 晴 神武天皇祭

5(金) 雨 遠足ノオ話

6(土) 曇 満州国皇帝陛下来訪ニツイテ

15(月) 雨 満州国皇帝陛下ノオ話

18(水) 晴 昨日ノ座談会ニツイテ

22(月) 晴 昨日ノ台湾ノ大震災ニ付テ

24(水) 晴 台湾ノ震災ニツイテ

5月

4(土) 曇 端午ノ節句ニツイテ

6(月) 晴 訓話（感謝ノ心ヲ持テ）

7(火) 晴 訓話（命令ヲ守レ）

23(木) 晴 大楠公ノ六百年ニツイテ

24(金) 晴 ヨク働ケ

25(土) 晴 楠公ノオ話

29(水) 雨 注意事項（畑ヲフムナカレ、ボール遊トガラス）

30(木) 曇 注意事項（夜具ヲケルナ）

6月

10(月) 晴 花売少年ノオ話

14(金) 晴 訓話（一万円事件ト五厘事件ニツキ）

17(月) 曇後晴 訓話（他人ノ誤リヲ正セ） 20(木) 晴 訓話（ヨク働ケ）

21(金) 雨 大西ノ事件、炊事ノ事件ニツイテ

22(土) 曇 注意事項（炊事ニ出入スルナカレ）

25(火) 晴 注意事項（物ノ交換ヲ禁ズ）

27(木) 曇 注意事項（礼働（ママ）作法ニツイテ）

次に、1935年10月に青森学園長となった松尾圭輔が、朝会において、子どもたちに注意を与えていた記録（抜粋）がある。記録は1943年のものであるが、昭和10年代の朝会の様子がわかる。20名

前後の子どもたちへ家族舎生活上の細かなところを指導していた。6)

一月二日 (土)

我々ハ十分ナル覚悟ヲシテ、奉公セネバナラヌ

○実行スベキコト

(一) 朝起 (一月一日ヨリ)

(二) 整理 (マダ、実行出来ヌ人ガアル) 必ズ之ヲ実行スルコト (今朝モ出来ヌ者アツタ
デハナイカ)

○注意事項 一、紙屑ガ多く出テ困ル (物ヲ粗末ニシテハナラヌ)

一、帽子 (雪) ヲチャントカケテオクコト

一、スコップヲ各々が見ツケテオクコト

一月七日 (木)

○実行スベキコト如何 一、朝起ハ如何 一、整理ハ如何

一、守レナイ者ニハ罰ヲヤル (食物)、(立テテオク)

○石炭ノクベ方 一、水ヲカケテ入レルコト

○合図ノ鐘

一、朝始マルノ合図ノ鐘ガナツタラ教室ヘ入ルコト

一、朝食後スグ整頓トキマツテフルカラヤツテフルハズ

(2) 朝会の運営

朝会の進め方や内容については、「学科」および「実科」と違って、内務省からの規定や規則などの定めはなかった。私立の場合は、院長の裁量にまかせた。また、公立の場合には、院長は各道府県 (内務部、学務部等) からの指導はあったが、同じくかなりの裁量の範囲が広がった。そのため、各少年教護院の朝会の進行や内容にそれぞれの特色があった。

まず、時間帯をみても、①朝食までの間にすべてのプログラムを終わらせる、②食事の前後に行い、朝食の後に主要な行事を行うところ、がみられる。また、同じ少年教護院でも夏季と冬季、あるいは学期によっても違うことがあった。①についてみると、起床後の整理整頓や洗顔の後、直ちに始め、朝食の前にすべてを終了している。

事例1 財団法人琉球学園 (1936) 7)

一、起床 午前五時、冬季は六時 二、ラヂオ体操 夏季は海水浴 三、詩吟
国体編外数種 四、清掃 各自当番の掃除 五、朝礼 宮城遥拝、仏前礼拝
六、訓話 礼拝堂に於ける静座黙想の後園長訓話
七、朝食 七時半

事例2 香川県立斯道学園 (1938) 8)

五時半 起床、洗面、遥拝、ラヂオ体操、掃除、朝の礼拝 食事

②の「朝会」のプログラムを組むところも少なくなかった。

事例1 栃木県立那須学園 (1935) 9)

六時 起床、六時十分 体操、六時半 朝食、
七時半 宮城神宮遙拝 神社参拝、八時 学科

事例2 佐賀県立進徳学校 (1935) 10)

起床 午前五時半又ハ六時 洗顔自彊術 三十分間、校内外掃除 三十分間、
朝食 午前六時半又ハ七時、神仏礼拝 三十分間

事例3 茨城県立茨城学園 (1936) 11)

午前五時 起床、冷水浴、ラジオ体操、清掃 午前七時 朝食、
午前八時 学科始業前、講堂 「皇城遙拝、祖先礼拝」、院長訓話「教育勅語ノ御趣旨
及本院訓練綱領」

(3) 朝会の方法

ア 学校儀式の導入

円滑な進行と、「敬虔厳粛」な雰囲気を作り出すため、集団規律を重んじた学校儀式 (school ceremony) の方法が用いられた。例えば、次の事例である富山県立樹徳学園 (1936) の場合、毎週の月曜日の1時間目は学校儀式に準ずる進行順序で行われている。12)

では、どうして学校の儀式の仕方が容易に受け入れられたのかである。その理由は3つある。1つは、子どもたち自身が、かつての出身学校で体験し馴染んでいたことにある。2つは、学校儀式は1891年の文部省「小学校祝日大祭日儀式規程」により制度化され、「天皇への忠誠心や国家等への帰属意識をもたせることが主たる目的」とした。13) これは少年教護院の朝会の目的とも合致しており、容易に受け入れられたことにもよる。3つは、院長が小学校の課程を修めたことを証することでもできるようになった (少年教護法第24条) ことから、それに伴って、文部省からは「教科ノ承認ニ関スル規則」 (公布文部省令第8号、1934.10.22) が発せられ、少年教護院は、事実上、学校に準拠する運営をせざるを得なかったこともある。ただ、教護実践を担う人たちには学校を「模倣する」ことについては異論もあった。その趣旨は、子どもたちはもともと学校に適応できなかった者たちなので、ふたたび学校と同じ取組をさせるのではなく、教護実践の独自の方法がないものかという思案であった。14)

事例 富山県立樹徳学園 (1936)

月曜訓話 毎週月曜日ニハ第一限二月曜訓話ヲ実施シテイル

一、一同敬礼 一、君ガ代合唱、国旗掲揚 一、国旗二対シ最敬礼

一、皇居、伊勢太廟ノ遙拝 一、教育勅語、精神作興ニ関スル勅書、園是園生心得ヲ
交互ニ一同整備 一、訓話 (園長) 一、国歌合唱 一、敬礼

国旗掲揚式 毎週月曜日施行スル訓話ノ始メニ国歌合唱裡ニ国旗ヲ掲揚・・・国家観念
日本精神養成ニ努メテイル

掲揚式順序

掲揚 一、職員、生徒講堂ニ参集 二、『君ガ代』奉唱裡ニ国旗掲揚
三、遙拝 四、園長誠告

降下 一、職員、生徒講堂ニ参集 二、遙拝 三、『君が代』奉唱裡ニ国旗掲揚降下
朝礼 朝食三十分前 神堂礼拝 天照皇大神ノ御前ニ礼拝シテ道德ノ根本タル報恩感謝
ノ念ト敬虔ノ態度ヲ訓致シ及ビ当日ノ意義アル生活ヲ期セシメ

授業時間四十分前 ラヂオ体操並園長訓話 園長及ビ族長カラ訓話、偶発事項、時事
問題等ニ就キ訓話ヲスル

宮城県立修養学園（1939）での朝会でも、国旗を掲揚した。このように、1939年頃を境にして、時局を先取りしそれに合わせて、「有為ノ皇国少年」を育てるための教護実践へと、変容しつつあるところでは、朝会も学校儀式に近いかたちになっていく様子がわかる。ちなみに、同学園では、1939年10月現在で20名の子どもたちがいた。15)

朝五時（四月一日ヨリ十月三十一日マデ）ニー齊ニ呼子ノ音、全員床ヲ離レル。

朝ノ点呼。スヲ聴ク。国歌斉唱ノ裡ニ。国旗ガ竿頭ニ登リ行ク。宮城遙拝シテ朝ノ食卓ニ着ク。

少年団式に国旗掲揚を行ひ国歌合唱、伊勢大廟、皇居遙拝、宣誓及掟唱和、団（園）長訓話を行ひ朝食。

訓話

正直 不良生の始りは虚言にあり、といふも過言であるまい。

勤労 年齢相応に労作せしめて勤労の習慣を作る、働かねば自分の良心に済まぬ。

簾恥 神や仏に対して済まない行を恥ぢよ。

イ 教育勅語

留岡幸助は、不良行為のある「子供の心の改造」には、「感化院の徳育は宗教に依らなければ出来ない」といい、その宗教たるものには「仏教を以てするか、基督教を以てするか、或は教育勅語を以て根本とする」かは問わないとした。むしろ、「教育勅語」は「国民道德の規準である」として、宗教に代わる感化教育の根本とした。16) この趣旨は、公立感化院の場合、仏教やキリスト教あるいはその他の特定の宗教を直に取り込むことには抵抗感があったことを踏まえたものであったといえる。結局は、国としては、教育勅語をもって「道德教育及国民教育ノ基礎」（少年教護法施行令第1条）とした。

こうして、朝会では、子どもたちは教育勅語の「御趣旨」を繰り返し聞いた。職員は、子どもたちが教育勅語の趣旨を自分のものとするのは、彼らの「資質向上ノ改善」に役立つと信じた。一般に、入居した子どもたちは国家や天皇のことなどには疎く、例えば、大阪府立修徳館の調査（1933）によると、同年度に入院した186名の子どもたちのうち「天皇陛下の何たるかを知らざるもの」が「52名の多きに達し」という。この調査の結果を受けて、熊野隆治館長は子どもたちには「国家観念の涵養」が大切であると考えた。17) 修徳館は、翌年1934年10月、少年教護法の施行を機に大阪府立修徳学院と改称して「学則」（1934.10）を定めたが、「善美ニシテ強固ナル性格ヲ陶冶スル」ためには、教護実践は「教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基」（学則第1条）くものとした。18)

ウ 仏教主義との並存

創設のときから公立であったところは、教育勅語を教護の中心に据えたが、私立感化院から公立

に移管したもののなかには、仏教主義が色濃く残っており、朝会でも如実に反映された。県当局も容認したといえる。その例として3つの少年教護院を挙げる。

(ア) 滋賀県立淡海学園 (1930)

1910年1月に私立感化院として創立され、1915年県代用感化院に指定されたとき延暦寺感化部の経営あり、1918年には県仏教連合会が経営して、1929年4月に県立移管となったばかりであった。講堂兼教室(24坪)の堂内には仏像が安置されていた。

1930年2月現在、17名の子どもが院生宿舍1棟(81坪)の中で2組の教諭・保母夫婦のもとで暮らしていた。朝会は「本学園教養ノ核心ヲナスモノ」であり、「啓神崇祖」と「感恩報ノ謝念」の涵養を図った。朝会のプログラムには、「読経」と「皇室ノ遥拝」とが織り交ぜられた。19) 少年教護院となったあとも踏襲された。

一、毎朝礼拝堂ニ集合ノ上静座疑念心ノ力ノ朗誦

二、伊勢大廟、皇居ノ遥拝ヲナシ、

三、堂内ニ安置セル仏像ニ向ヒ読経礼拝勤行シ

四、勅語ノ御趣旨及訓練綱領偶発事項等ニ基キ凜々トシテ訓諭ヲナシ其実行ヲ促ス

(イ) 広島県立広島学園(1936)

1899年7月に本派本願寺所属大日本仏教慈善会財団の経営に係る広島感化院(1908年に広島修養院と改称)に端を発し、1931年6月に県に移管し広島学園となった。公立となってからも、「眞宗ノ教旨儀式」に則って「宗教的信念ヲ涵養」することに努めた。20)

少年教護院になっても仏教主義は朝夕の行事に引き継がれ、「毎朝夕仏参して、仏徳を讃へ、祖先の霊を拝し、又、宗教上の記念日にお話、讃仏歌の合唱等を行ひ、寺詣をなし」て、「祖先崇拜」の念を涵養させた。不良行為のある子どもたちの「欠陥」として「感恩、羞恥、同情、責任等の倫理感情の発達の乏し」いことを挙げ、だから「神仏を畏敬し、報恩感謝の念を高め、反省精進の生活」を送らせる必要があると考えた。21)

(ウ) 私立山陰慈育家庭学院(1939)

1939年4月、島根県立八雲学園が設置され、学院の子どもたちも県立に移った。山陰慈育家庭学院の前身である山陰慈育家庭学院感化部は、1909年、県代用感化院に指定された。家庭学院は育児部も整え、県下の各宗寺院の共同経営により運営され仏教主義が貫かれ、院歌の歌詞には仏陀への信仰と皇室崇拝とが混じっている。県代用少年教護院(1934.10-1939.3)の歌詞が移管後も唱和された。22)

一、大君のふかき恩恵(めぐみ)の はてしなく、たより少なき 我等をば育みたまふ かしこしや大みこころ 国の為いでや竭(つく)さん。

二、御仏のあつき慈悲(なさけ)の かぎりなく、闇に迷へる 我等をば導きたまふ たふとしや法の灯火 道の為いでや竭(つく)さん

注

1) 全国児童自立支援施設協議会『児童自立支援施設(旧教護院)運営ハンドブック』、1999年、

20頁および372頁

- 2)、3) 山形県立養徳園後援会『ほまれの花』第247号、1936年4月
- 4) 宮崎県立眞修学校『宮崎県立眞修学校要覧』、1935年9月
- 5) 三重県立国児学園『日記』(1935. 1-1935. 6分)『日記』には「朝会」「記事」「作業」「偶発事項」の4項目があるが、「朝会」の欄に記載されている記事を抽出した。3月から6月の分については、単に「訓話」および「注意事項」と記されているだけのものは略した。
- 6) 青森学園長松尾圭輔『訓話帳 昭和十八年』(抜粋)(未公刊、松尾正輔氏所蔵)
- 7) 財団法人琉球学園『財団法人琉球学園要覧』、1936年10月
- 8) 香川県立斯道学園『香川県立斯道学園』、1938年8月
- 9) 那須学園『那須学園要覧』、1935年7月
- 10) 佐賀県立進徳学校『佐賀県立進徳学校一覧』、1935年9月
- 11) 茨城県立薫風院『茨城県少年教護院要覧』、1936年6月
- 12) 富山県立樹徳学園『富山県立樹徳学園一覧』、1936年4月
- 13) 久保義三ほか編『現代教育史事典』、東京書籍、2001年12月、275頁。小野雅章「1930年代の護真影管理厳格化と学校行事-天皇信仰の強制と学校教育-」日本教育学会『教育学研究』第74号第4巻、2007年12月、125頁
- 14) 例えば、国立武蔵野学院長だった菊池俊諦などに代表される意見で、戦前期において、『児童保護』の誌上などで展開されたものである。
- 15) 宮城県立修養学園後援会『修養学園の参拾年』、1939年10月
- 16) 留岡幸助君古希記念事務所『留岡幸助君古希記念集』1933年12月、472頁—475頁
- 17) 大阪府立修徳館長熊野隆治『修徳館の生活と教育を語る』、少年徳化運動研究会発行、1933年10月
- 18) 大阪府立修徳学院『大阪府立修徳学院学則』、1934年10月
- 19) 滋賀県立淡海学園『滋賀県立淡海学園要覧』、1930年2月
- 20) 修養院『廣島修養院一覧表』、1934年10月
- 21) 廣島県立廣島学園『廣島県立廣島学園要覧』、1936年。廣島県立廣島学園『入園の栞』、1937年。廣島県立廣島学園『廣島学園教護要領』、1941年
- 22) 山陰慈育家庭学院『山陰慈育家庭学院要覧』、1940年7月

3 朝会の場と設備

朝会を行うには、子ども・職員が集まれる一定の空間や設備が必要であった。講堂および体操場が使われた。設備には神棚、仏壇、院内神社、塔、祠、記念碑、奉安殿、遙拝所等が用いられた。また、奉唱・合唱のための院歌や院訓なども用意された。

(1) 運動場（体操場）

子どもたちは、朝会の時間になると、家族舎から連なって運動場に集まった。晴天時ではラジオ体操などの用途に用いられた。体操場は、「体操」の授業が毎週3時数（「教科承認ニ関スル件通牒」）を行うために設けられ、しかも「教護ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ」（少年教護法施行令第7条）とされた。

体操場は、家族舎・本館などが取り囲んだ空間に位置した。1935年前後の少年教護院についてみれば、福井県立金橋学校（1933）、宮崎県立眞修学校（1935）、高知県立鏡川学園（1935）、徳島県立徳島学院（1936）、富山県立樹徳学園（1936）、広島県立広島学園（1937）、熊本県立白川学園（1938）などがこのような配置となっている。1）ほかには、体操場だけが本館や家族舎、実習地等から離れてつくられたところもあった。

(2) 講堂

正面には神仏壇を祀り、非日常的な特別な空間の雰囲気を出した。講堂は神聖な場であったので、入室のときは敬礼させ、朝会の進行中は咳込むことはいけないこととして指導した。例えば、国立武蔵野学院では、1928年に講堂を新設したのちに、「訓練事項」（1935）をつくり、講堂の「出入ハ礼ヲナサシムルコト。ミダリニ出入セシメヌコト」とした。2）徳島県立徳島学院（1935）の場合、講堂の正面には「神様を祭る御堂」があつて、「天照大神をはじめ皇祖皇宗の神霊と古今聖賢位と祖霊とを奉斎し」、毎朝の「始業前に一同集り礼拝祈願を」3）行った。他方、石川県立育成院（1935）のように、講堂を極端に神聖化しないで、屋内体操場（50坪）を兼ね課外活動に用いたところもあった。4）

(3) 神殿・神棚、仏壇

神棚は幅広く用いられ、どの少年教護院でも家族舎などに配置されていた。ここでは、長野県立波田学院（1940）の例をみるが、講堂の正面には神仏壇を配置したほか、各家庭の食堂にも神棚を奉安し、「行の間」には仏壇を安置した。その仏具として「神詞一、燭台二、神酒瓶二、三宝一、国旗一、仏画像一、花台一、（以下略）」が置かれた。5）

(4) 神社・遥拝所

神社・遥拝所を用いたところとしては、新潟県立新潟学園（1933）がある。同園の北方の一高地に「二宮神社を奉祀し、朝夕参拝して、園生の守護神、教養」の中心とした。6）同学園では、1932年12月末現在、男子41名、女子3名が3家庭に分かれ、舎長（教諭）夫婦が暮らしをともにしていた。朝会は、毎朝午前六時に起床し冷水で身を浄めたあと、次のような進行で行われた。6）

○遥拝所に集合し、皇城を遥拝して皇恩を感謝

○伊勢大廟を遥拝 ○一同合掌瞑目して、「今日一日は正しい清い必（心）で真面目に働きます。太神様の御照覧を願ひます」と誓を立て

「毎朝神前の誓詞」

○今日一日は、御天子様の御恩を忘れず、必ずよい臣民となる様心掛けませう。

○今日一日は、神仏を尊ひ、決して曲つた事をせぬ様心掛けませう。

○今日一日は、真面目に仕事に励み、物事を粗末にせぬ様心掛けませう。

○今日一日は、友達と仲良くし、決して喧嘩口論せぬ様心掛けませう。

○今日一日は、きつと先生の言ひ附を守り、陰日向のない様心掛けませう。

○園訓朗読、訓話、唱歌、体操

園訓 一、忠孝ノ大道ヲ全ウシ益々我國民ノ声価ヲ發揮スベシ

二、常ニ至誠ヲ以テ事ヲ処シ□モ裡ニ偽アルベカラズ

三、常ニ友誼ヲ守リ協同一致事ニ従フベシ（以下、五まで略）

○朝の浄化作業、午前七時朝食

少年教護院自らが敷地内に「院社」を奉っているところもあった。静岡県立三方原学園（1936）では、広大な敷地内に本館近くに神社を造った。また、毎月1日には、職員・子どもたち全員が、朝未明に起きて園内にある千人塚古墳に集まって皇大神宮と宮城を遥拝し皇室の万歳を三唱した。古墳の地形をうまく活用したといえる。この「鶏鳴会」のときは、子どもたちは「前の晩から勇躍した」という。7)

(5) 塔、祠、記念碑

奈良県立自彊学院（1937）では、1933年には前院長久保虎三氏の功績を讃えて「碑」を建てたほか、1937年7月には「天照皇大神、神武天皇を配祀して明治天皇を奉祀す」するための「祠」を建てた。1939年6月には子どもたちの「祖先納牌塔」を建立している。8)

茨城県立茨城学園では、現在地への移転（1936）の時に、創設時の茨城県薫風塾の初代塾長根本甚平氏の業績を讃える碑を旧地から移転させ、先人の功績を子どもたちへ伝えた。9)

福島県立薫陶園（1935）では、園内の一角に「教育霊場」（1927）を造り、「歡喜園碑」、「教育第一蘇峰燈」、「護国燈」などを配置して「精神修養」の場とした。10)

(6) 奉安殿

京都府立淇陽学校（1934）では、奉安殿、遥拝所がつくられた。奉安殿は「近世式校倉造の威儀堂々として校門右側の林中に建立」された。遥拝所は校内の振天山上に建てられ、「四大節其他大祭祝日には、一同此の前に集りて国旗掲揚式、並に宮城遥拝式を行ひ」、子どもたちが「忠良なる国民」となるための「養成の基礎」とした。11) 1934年4月から奉安殿の建設の準備にとりかかり、同年12月に落成式が行われた。建立の費用は府知事・市長夫人らの音頭による府下の婦人団体等の寄付によった。「生徒数名は、始めから完成に至るまで一日も欠かさず、工事の手伝を奉仕した」12) という。次の作文は子どもたちの目からみた「奉安殿」である。彼等は自らを「赤子の一人」と自覚した。

TN(男) 昭和九年の冬が来た。奉安殿がたつてきた。僕らのためにおほぜいのお母さんたちが、そうだんして たてて下さった奉安殿。

MN(男) 我らは日本の国民よ 御国の為にはきつと働く 日本の国は 天子様お治め下さる。尊いお国。世界に又なき。尊いお国。神と仰ぎみ親と仰ぐ 天皇の 尊き御影をいただいて 輝く御庫拝します。赤子の一人の僕たちも 間近に拝す うれしさよ。

朝な夕なにおがみます。長き御影をおがみます。

(原文のまま)

兵庫県立農工学校でも、1937年までに奉安殿1棟1.5坪がつくられ、「毎週土曜日の朝職員児童一同集合参拝」13)した。

注

- 1) 福井県立金橋学校『福井県立金橋学校概要』、1933年10月。宮崎県立眞修学校『宮崎県立眞修学校要覧』、1935年9月。高知県立鏡川学園『高知県少年教護院要録』、1935年10月。徳島県立徳島学院『徳島県立徳島学院』、1936年4月。富山県立樹徳学園『富山県立樹徳学園』、1936年4月。広島県立広島学園『入園の栞』、1937年。熊本県立白川学園『少年教護』、1938年
- 2) 国立武蔵野学院『国立武蔵野学院五十年誌』、1969年4月、83頁
- 3) 徳島県立徳島学院『徳島県立徳島学院要覧』、1935年3月
- 4) 石川県育成院『石川県育成院要覧』、1935年4月
- 5) 長野県立波田学院『少年教護院調査要項』、1940年3月
- 6) 新潟県立新潟学園『我が学園の概況』、1933年6月。新潟県立新潟学園『新潟県立新潟学園』、1937年
- 7) 静岡県立三方原学園『静岡県立三方原学園要覧』、1936年2月
- 8) 奈良県立自彊学院『奈良県立自彊学院要覧』、1937年3月
- 9) 茨城県立茨城学園「創立70年の歩み」、1980年3月、17頁
- 10) 福島県薫陶園『福島県薫陶園』、1935年
- 11) 京都府立淇陽学校『京都府立淇陽学校一覧表』、1936年4月
- 12) 三浦慈圓『少年教護法の解説と教護教育』、東陽書院、1935年10月、254頁—256頁
- 13) 兵庫県立農工学校『我校教育の実際』、1937年

4 朝会の実践例

(1) 大規模な少年教護院

大規模とは、子ども数が100名前後の少年教護院である。ここでは、神奈川県薫育院(1933)の朝会を取り上げるが、特徴的なのは、大規模なところでは、すべての家族舎から子どもたちを直ちに一同に集めるには時間もかかることから、食事前に各家庭での「家庭礼拝」を行っていることである。食事後に子ども・職員全員が会しての「講堂礼拝」が行われた。1) ちなみに、1935年、吉村九作院長が就任し「学科指導の重要性」の観点から「県国府実修学校」と改称した。2)

一、起床 五時(夏期)。六時(冬期)

一、掃除 屋内外其他の掃除(自五月至十月の間は朝作業)

一、家庭礼拝 神前に礼拝して後「日訓五事」を誓はしむ

○今日一日四つの御恩を忘れず不足いふまじき事。

- 今日一日決して腹を立つまじき事。
- 今日一日虚言を言はず無理なることをすまじき事。
- 今日一日人の悪しきを言はず我がよきをいふまじき事。
- 今日一日の存命を喜び課業を大切につとむべき事。

一、礼儀 職員、生徒相互朝の挨拶

一、朝食 七時食堂着席

一、講堂礼拝 八時国旗掲揚式後講堂に上り瞑目静座約十分、院長懺悔文を授け一同合掌し終つて週訓を唱へ、続いて訓話又は注意事項指示す

(2) 中規模の少年教護院

中規模とは、子ども数がおおよそ50名前後の少年教護院である。家族舎も数舎で、朝会に集まるのもそれほどの時間も要するものではなかった。むしろ、子どもたちは家族舎の単位を超えて一同に会することに意味があったともいえる。

ア 長崎県立開成学園 (1936)

1936年の3月末には43名の子どもたちが在園し小学生が23名もいた。3)

尋常科	1年	2年	3年	4年	5年	6年	高等科	補習科	農業	土木	裁縫
5人	5	4	3	3	3	0		3	8	0	

次の朝会の様子は、同学園の教諭が記録(1936)にしたものである。4) この記録からは、早朝に「炊夫」が家族舎を鐘を鳴らしてまわり子どもたちに起床を促したり、「朝拝」のあと注意事項を伝えるさまがわかる。

朝会

園生職員合せて約八十名に絶えずエネルギーを供給する炊事場には最早盛に湯煙が上つて居る。

午前六時

「炊事のお爺さん」と呼ばれる炊夫が鐘を片手に出て来た。家族舎の処まで歩くと立止つて機械の如く鐘を大きく振る。「ガランガラン」手慣れたもの。夢は破られた。早い生徒は他生を起して居る。眠いと駄々を捏ねて居ると礼拝時間に遅れる。雨戸を繰る音、寝巻から普通着へ、夜具の片附洗顔と忙しく園内は急に騒めき立つ。

当番の先生が「ガンガン」鐘を鳴らす。

午前六時半

礼拝の合図だ。彼処此处から園生が「お早う」と元気に言交しつつ校舎のささやかな講堂に集つて来る。

朝拝は敬礼、朝拝の歌、勅語奉読、朝拝の歌、訓話の順で終る。入園前小言には食傷して居る園生である。話は何れの場合でも簡にして要を得ないと効果がない。訓話が偶には下駄検査、顔調べ、手足服装検査等に代る事もある。雪の朝等には昨日の顔その儘の生徒もあるからだ。朝拝の歌は一、二音階違つた混声で園内に響するは無論、丘を下つて市中

の一部にまで浸潤する。

礼拝が済んで園生は各自の家庭に帰る。

(3) 小規模な少年教護院

2、30名の子ども数の少年教護院をいう。例えば、秋田県立千秋学園や青森県立青森学園などでは、職員は院長夫婦のほかに雇いや嘱託がいるのみであったことから、家族舎は単舎であることが少なくなかった。それゆえに、院長個人の人格的な陶冶の影響が大きく、院長が教護にどのような考えをもつかが大きく反映された。

ア 福島県立薫陶園 (1936.11-1937.3)

冬季なのに「裸体または衣一枚」で合唱し体操を行ない、さらに「過去の悪夢（不良行為）」を断ち切るには「大和魂」の涵養が重要であることを指摘する。5)

六時 週番の打鳴す愛鐘の音によつて歡喜の生活の幕即ちスタートは華々しく切り下される・・・皆床を離れて武道館に集合。裸体または衣一枚で澀刺とした気持国歌を合唱しまたは体操

六時四十分 清掃、洗面 爽やかな気持で第一に皇大神宮及宮城に向つて朝の御挨拶をなし・・・。

七時半 朝食

八時十五分 「入魂の間」と言ふ・・・一番大事な修養室に参集正座して御神前に額づき一日が事故なく平和に終りますやう御庇護あらんことを唯一心に祈念して明治天皇陛下の御製を朗読し園長先生の御慈愛の充溢している激励の力強いお言葉を頂き・・・二度と過去の悪夢などを考へるを許されず日本人特有の大和魂ある少年らしく生きる様信念を強固ならしめ・・・

九時十五分 学科

イ 奈良県立自彊学院 (1937.3)

奈良県立自彊学院では、男女共学の教護実践を行っていた。1911年7月には既に女子の子どもを受け入れていた。1937年3月現在男子16名、女子5名が暮らしていた。6)

朝の行事 (6-8月)

五時半 朝の集り

掲揚の歌を唱へつつ大国旗を掲揚して敬礼せしめ、ラヂオ体操（運動場）を終へて院内小山の上に奉紀せる 産土神の社前に向ひ・・・東向宮城遥拝、更に納碑塔に向つて二拝・廻向文、一拝次に・・・祝詞・・・教室静座して、朝の祈朗誦職員・児童共に各自感話（此の間三十分乃至一時間）終つて朝食す。六時半 朝食

「至誠」「持久」「自彊」の徳目

一、至誠 誠の道を、ふみ行かば、心は広く、なりぬべし、踏みなたがへそ、ゆめなゆめ。

二、持久 軒端の雨の、雫にも、石をうがちし、ためしあり、やよや持久の、心もて

三、自彊 やよや自彊の、ころもて、進みてやまぬ、真心を、ふりやおこさん、いざやいざ

次の作文は、自彊学院の子どもが自らの朝会の体験を綴ったものである。7)

朝の集り K (児童名)

朝五時半に起きて、先づ洗面所にて、顔を洗つて、自分の受持を掃除し、それから六時十分に柏子木が鳴ると、運動場に集り、体操をすませ、神様に向つて礼拝します。先づ始は礼を一ぺんして。後二拝して、手を二度たたいてから、祝詞を上げ、又礼を一へんします。それから宮城に向つて最敬礼をして、又祖先に向つて廻向文を上げます。

それがすむと、教室に上つて静座し、それから朝の祈をいつて、一人一人某日のかくごを言つて、後先生のお話を聞いて、食堂へ行き、朝御飯を頂きます。

ウ 秋田県立千秋学園 (1938)

園生宿舎は一棟 (81.25坪) のみで、富永達三、トク院長夫婦が担った。ほかに教諭が1名おり学科を主として担当した。「教護の方針」は「敬神崇祖の念を涵養する」とした。子どもたちには、「正直、勤勉、規律、謝恩、礼儀」の徳目を教えた。8)

午前5時から7時 洒掃、朝礼、遙拝、午前7時 朝食

注

- 1) 神奈川県薫育院『神奈川県薫育院一覧』、1933年11月
- 2) 全国教護協議会編『教護事業六十年』、1964年、116頁
- 3) 長崎県立開成学園『長崎県立開成学園』、1936年5月5日
- 4) 平井正徳「学園生活の一日」長崎県立開成学園『長崎県立開成学園』、1936年
- 5) 「薫陶園の施設概況」『少年の保護』第65号、1936年4月10日、6頁
- 6) 奈良県立自彊学院『奈良県立自彊学院要覧』、1937年3月
- 7) 奈良県立自彊学院『学院の生活』、1934年3月
- 8) 秋田県立千秋学園『秋田県立千秋学園概要』、1938年7月

おわりに

(1) まとめ

本稿は、昭和戦前期の少年教護院における「朝会」の実態を、少年教護法の施行前後から、1938、9年頃までの戦前の教護実践の前半期について考察したものである。

まず、朝会の特徴は、いくつものの質的なレベルの違いを組み合わせ、限られた時間内で、毎日、行ったことにある。そこでは、①清掃や整理・整頓の励行といった生活レベルの行動、②ラジオ体操、冷水摩擦、静座・黙想のような心身の鍛練、さらには、③教育勅語の「御趣旨」の奉読や「御聖影前」への最敬礼、宮城遙拝などによる「国家観念の涵養」、④神仏礼拝などによる神仏への敬愛、⑤院長訓話による道徳心の醸成、⑥一日の生活上の注意事項の伝達などが織り込まれていた。

入居した子どもたちは、生まれ育った家庭は貧困や親の疾病のため、満足な養育も受け入れられ

ずに育った。長じて家庭には寄りつかず学校も怠けたり、窃盗などを繰り返していた子どもたちである。だから、朝会のプログラムのように、規則正しい生活や心身を鍛えることで、「身と心を清く保つ」ことが必要であり、個々の子どもの「遷善更生」への初歩であったといえる。

これらの個々の子どもの心身の健康への配慮も、1940年頃には個人は捨象され、太平洋戦争の勃発とともに、戦争遂行のための「人的資源供給」の性格を強めた。だから、朝会も「健兵づくり」と化し、半裸体での体操や軍事教練など鍛錬主義の方向へと向かった。また、儀式化して奉安殿への最敬礼の強制化、儀式的形式化・厳格化に向かった。ついには、終戦直前では、防空壕造りや勤労奉仕に追われて朝会もできなくなっていった。

(2) 考察

昭和戦前期、子どもたちはあくまでも「天皇ノ赤子」であった。朝会では、教育勅語の「御趣旨」の徹底化が図られ、神社参拝が励行された。戦前昭和期の少年教護実践の「限界性」といえる。ところで、戦後、少年教護院の敷地・建物のほか、職員体制もほとんど引き継がれた。しかしながら、教護実践者は、かつて「陛下ノ赤子」とした子ども観を十分に総括しないままになったように思う。自らの手で「御真影」や「神棚」も撤去したほか、「修身、国史、地理」等の教科書は回収し廃棄した。この事実をどのように受けとめていったのか。戦後の「児童は、人間として尊ばれる」（児童憲章前文、1951）という子ども観を確かなものとして深めるうえで、この総括は欠かせないと思う。今後の研究課題でもある。

他方、このような「限界性」をもつとはいえ、不良行為の改善のために、懸命に子どもたちと向き合ってきた職員の努力は見逃せない。子どもと「苦楽を共に」という教護職員の思いは、戦後、「withの精神」¹⁾ というかたちで引き継がれたと思う。これを戦前の教護実践の「継続性」ということができる。この受け継がれた精神は尊重し、今日の自立支援へと引き継いで、その意義をさらに掘り下げたいと思う。

注

- 1) 全国児童自立支援施設協議会『児童自立支援施設（旧教護院）運営ハンドブック』、1999年、20頁および372頁）